

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、病院にとって重要である。このため、院内感染対策を全従業者が把握し、この指針に則った医療を患者に提供できるように取り組む。

2. 院内感染対策のための委員会、組織に関する基本的事項

(1) 院内感染対策委員会

病院長を委員長とし、関係各部門責任者及びその責任者より指名を受けた各部署からのメンバーにより構成される。毎月1回定期的に会議を行い、次に掲げる審議事項を審議する。また、緊急時は臨時会議を開催する。

(2) 感染制御チーム

院内感染対策委員メンバーの中から医師、看護師からなる感染制御チームを設置し、院長はその中の1名を院内感染管理者として任命。他のメンバーと協力しつつ院内感染状況、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止対策等の実施状況の把握と指導を行う。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的として、年2回程度定期的に行う。また、必要に応じて行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症の届出及び院内の菌分離状況のサーベイランスを行い、週1回感染症報告書を作成。1ヶ月に1回院内感染対策委員会へ報告、検討及び現場へのフィードバックを行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、報告ルートに従い報告を行う。また、緊急を要する感染症の発生時は、直ちに院長への報告を行い、医療安全管理委員会及び院内感染対策委員会において緊急対策を講ずるとともに再発防止及び対応方針を検討する。

6. 院内感染集団発生時の対応に関する基本方針

院内感染の発生又は発生の恐れがある場合、職員は速やかに師長、院長へ報告する。院長は院内感染対策委員を召集、委員会を開催し、情報の収集及び情報の共有に努める。患者の隔離処置を行う際は、患者・家族への説明を行い、同意を得た後隔離処置を行う。同時にスタッフへの伝達を行い、隔離処置に必要な物品の準備を行う。院内での対応が困難な事態や重大な問題が発生した場合、管理者は法令に定められた届出を行うとともに、地域の専門家等に相談ができる体制を確保する。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染対策の理解と協力を得るため、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。

8. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院従業者への周知徹底を図るとともに、このマニュアルの定期的な見直し・改訂を行う。